

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 同時発注する下記業務について、相互に情報共有し、設計内容に齟齬がないように実施すること。

・ R7徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲2 埋立設計業務（2）

・ R7徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲2 埋立設計業務（3）

2 別紙「R7徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲2 埋立設計業務（1）特記仕様書」による。

R 7 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2 埋立設計業務（1） 特記仕様書

第1章 業務目的

本業務は、①沖洲外地区北水域、②沖洲外地区南水域における埋立地内施設の基本設計を行うものである。

各施設の対象は、以下に示すとおりである。

(1) 埋立用地造成基本設計 (※別途発注業務で実施※)

①沖洲外地区北水域 水域面積：約 4.4ha

②沖洲外地区南水域 水域面積：約 14.2ha

(2) 埋立地盤対策基本設計

①②沖洲外地区北・南水域：西側盛土道路、西側高架道路

※検討断面が複数必要な場合、協議による。

第2章 設計計画・資料整理解析

2.1 設計計画

業務の目的・趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

2.2 資料収集・整理 (※別途発注業務で実施※)

地形、地質条件、周辺施設構造・既存埋立地等の資料を収集し、整理するとともに、埋立施設詳細設計及び沈下解析（圧密沈下、地盤変形解析）を行うにあたっての設計荷重・造成高・残留沈下量・既存埋立地からの排水計画等の利用条件や波浪データ等の性能規定及び性能照査方法を選定するための自然条件等を整理・設定する。

2.3 土質資料整理解析 (※別途発注業務で実施※)

収集した既往土質調査資料、及び別途実施した「地質調査」でのボーリング調査について、既往土質調査リスト、調査位置、調査概要、土層断面、土質条件等を整理、設定する。

2.4 設計条件の設定 (※別途発注業務で実施※)

本基本設計（埋立用地造成、軟弱地盤対策）に共通する設計条件について、施設の重要度を考慮した必要性能を踏まえ、耐震設計条件、材料・土質条件、構造物の安定に関する設計目標値、埋立材条件等を整理する。

2.5 現地踏査

貸与資料をもとに現地踏査を行い、埋立地の状況や周辺施設の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、利用形態について把握する。あわせて、工事用道路や仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し整理する。

第3章 埋立地盤対策基本設計・圧密沈下解析

3.1 解析計画

(1) 目的

埋立地盤の圧密沈下、周辺地盤への影響について、代表的な断面を選定し、各断面の軟弱地盤対策の必要性を評価する。要対策断面については、軟弱地盤対策工の比較検討

を行い、軟弱地盤対策工の基本設計を行う。また、詳細設計にむけ、設計施工上の課題を抽出したうえで、必要な調査設計項目を整理する。

(2) 近接構造物の抽出、整理

埋立造成により影響が懸念される主な構造物を抽出したうえで、近接程度の判定を行い、影響検討が必要な施設を選定する。

(3) 土質定数の設定 **(※別途発注業務で実施※)**

対象エリアの土質条件の面的な変化の傾向等を整理し、埋立地盤対策検討上の影響について考察する。これを踏まえ、検討に用いる土質定数を設定する。

(4) 検討断面の選定、モデル化 (FEM モデルの作成等)

埋立による軟弱地盤対策を計画するうえで、各エリアについて、それぞれ条件の厳しい代表的な断面を選定、各断面において、地盤形状、土質条件、近接施設をモデル化する。なお、対象エリアは以下を想定している。

沖洲外地区北・南水域：西側盛土道路、西側高架道路

3.2 埋立地盤解析

(1) 現況地盤解析

各検討断面において、未対策時の検討を行い軟弱地盤対策検討の要否を評価する。なお、検討項目ならびに断面数は、表 1 に示すとおり想定している。

1) 埋立地の安定 (圧密沈下解析) **(※別途発注業務で実施※)**

① 地盤圧密

埋立地の造成高を決定するため、一次元圧密沈下計算手法により埋立盛土の嵩上げ高、圧密時間を算定する。また、事業期間、許容残留沈下量等を考慮し、圧密沈下対策の必要性を評価する。

埋立による基礎地盤への影響を簡便法により予測し、埋立地に建築物等を建設する場合の影響を評価する。

2) 周辺地盤への影響

① 地盤変形

計画造成高まで埋立した場合の、周辺地盤への影響について、FEM解析 (2次元FEM弾塑性圧密沈下解析) により影響予測を行い、対策工の必要性を評価する。その際、施設の許容変位量、構造物に生ずる応力度等を照査し評価の目安とする。

なお、対象エリアは以下を想定している。

沖洲外地区北・南水域：西側盛土道路、西側高架道路

※検討断面が複数必要な場合、協議による。

(2) 検討対策工の選定

検討対策工法の選定とは、対策工法を抽出し各工法の特性、経済性を概略的に比較検討し、「対策後の検討」を実施する対象を、複数選定するもので歩掛は4工法までの選定に適用する。

検討対策工法の選定には、既設構造物への影響評価、環境面への影響検討、新技術を含めた検討を含む。

検討対策工法には、次の工法を含めること。

1) 埋立地盤(※別途発注業務で実施※)

- ① : サーチャージ工法
- ② : 圧密促進工法
- ③ : ①②併用

2) 東側(※別途発注業務で実施※)

- ① : 護岸近接部の埋立高を調整
- ② : 護岸近接部に水路を設置

3) 西側

- ① : 護岸近接部を軽量材使用
- ② : 護岸前面に鋼矢板打設
- ③ : 護岸前面地盤を地盤改良 (CDM)

(3) 対策後の検討

1) 埋立地の安定(※別途発注業務で実施※)

選定した対策工について、必要な対策断面を設定する。

2) 周辺地盤への影響

FEM圧密沈下解析により、選定した対策工をモデル化、近接施設への影響対策として有効な対策断面を設定する。

なお、対象エリアは以下を想定している。

沖洲外地区北・南水域：西側盛土道路、西側高架道路

※検討断面が複数必要な場合、協議による。

(4) 最適対策工の決定

検討対策工法の選定において、工法を複数（2～4工法）選定した場合に、「対策後の検討」結果を踏まえ、総合比較により、最適工法を決定するものである。

(5) 埋立地盤対策工基本設計

決定した対策工について、標準断面図ならびに平面配置図を作成するとともに、施工計画を行い、概算数量、事業費を算定する。

1) 平面計画

対策範囲について、対策効果、既存施設との離隔等を検討し、平面配置計画を行う。

2) 本体設計

代表断面の軟弱地盤対策工の諸元を踏まえ、標準的な対策断面を設定する。

3) 施工計画

軟弱地盤対策工に関する施工計画を行い、施工フロー及び工程表を作成する。

4) 図面作成

標準断面図ならびに平面配置図を作成する。

5) 数量計算

概算数量を算定するとともに概算事業費を算定する。

(6) 設計・施工上の懸案事項の整理

詳細設計に向け、設計・施工上の懸案事項を整理する。また、検討項目ならびに検討断面位置を整理するとともに、追加土質調査計画を策定する。

表 1 軟弱地盤解析断面数

地区	項目	状態	地盤変形	地盤圧密 一次元解析
			F E M	
沖洲外地区 北・南水域 西側道路	埋立地の 安定	現況地盤		
		対策時		
	周辺地盤 への影響	現況地盤	1	
		対策時	1	

※検討断面が複数必要な場合、協議による。

第4章 取りまとめ

4.1 照査

業務の区切りごとに照査技術者による照査を行い、照査報告書としてとりまとめる。

4.2 報告書作成

設計結果について、設計業務成果概要書、設計計算書、数量計算書、設計図面等を業務成果としてとりまとめ、成果報告書を作成する。

成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・報告書(紙媒体：A4チューブファイル綴じ) 2部(正副各1部)
- ・電子成果品(CD-ROM) 2部(正副各1部)

第5章 打合せ協議

5.1 打合せ

打合せ協議は、業務着手時1回、中間打合せ1回、成果物納入時1回の計3回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

5.2 関係機関打合せ協議

埋立地盤解析及び対策工について、有識者(大学、国土技術政策総合研究所等)や施設管理者(国土交通省、西日本高速道路等)との協議は、計1回を基本とし、必要に応じて、随時実施する。